

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第二十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の内部部局の項を次のように改める。

知事の内部部局										
政策参与	政策統括官	危機管理監	南部東部振興監	知事公室理事	局理事	部理事	局長	知事公室長	部長	県理事
二種										一種

総務厚生センタ ー所長	参事	室長	課長	官 まちづくり政策	河川政策官	道路政策官	防災政策官	技監	総務課長	知事公室次長	局次長	部次長	審議官
四種				三種									

消費生活センター		
	副所長	所長
	六種	四種

別表第一万葉文化館の項を削り、同表民俗博物館の項の次に次のように加える。

図書情報館		万葉文化館		
課長	副館長	課長	副館長	館長
七種	四種	七種	四種	一種

に改め、同項の次に次のように加える。

別表第一なら歴史芸術文化村の項中	
課長	
を	
課主幹	課長
主幹	
五種	

	中南和相談所長
	七種

別表第一図書情報館の項、野外活動センターの項、食品衛生検査所の項及び消費生活

センターの項を削り、同表中央こども家庭相談センターの項中

課主幹

を

課主幹	女性相談支援センター所長
-----	--------------

に改め、同表精華学院の項の次に次のように加える。

野外活動センター	
課長	所長
七種	五種

別表第一保健所の項中

課主幹

を

課主幹	難病相談支援センター次長
-----	--------------

に改め、同

表薬事研究センターの項の次に次のように加える。

食品衛生検査所		
課長	主幹	所長
七種	六種	五種

別表第一景観・環境総合センターの項及び商工観光館の項を削り、同表奈良まほろば館の項の次に次のように加える。

奈良公園事務所	
次長	所長
五種	四種

産業振興総合センター				
統括主任研究員	室長	主幹	次長	所長
	七種	六種	四種	二種

別表第一フォレストアカデミーの項の次に次のように加える。

景観・環境総合センター				
統括主任研究員	主幹	次長	所長	課主幹
七種	六種		四種	

課主幹	課長	主幹
七種		六種

別表第一奈良公園事務所の項を削り、同表教育研究所の項中

副所長	所長
三	

種	
を	
副所長	所長
四種	三種
に改める。	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。